

目 次	
規 則	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	1
辞 令	
事務所長の任免について	2

規 則

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 23 年 3 月 25 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 1 号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 16 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 19 号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に、「相当」を「相当である」に改め、同号に次のように加える。

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第 16 条第 1 項第 21 号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に、「勤務しない」を「勤務しない」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

辞 令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 15 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

平成 23 年 3 月 25 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 23 年 2 月 1 日付け 胎内市事務所長を免ずる 吉 田 和 夫